

市民活動と協働の範囲について

横浜市市民活動推進検討委員会報告書(横浜コード)でいう市民活動と協働の範囲について

【A】: 市民活動で、行政と関係しない独自の活動領域

【E】: 市民活動と直接関わりを持たないが、行政が責任をもって行うべき独自の領域

【B】～【D】: 市民活動の中で、行政と協働することによってより一層社会的な意味を持ってくる領域

なお、図のA～Eの領域は固定的なものではなく、流動的です。

<市民の領域>

<行政の領域>

【A】	【B】	【C】	【D】	【E】
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政が、それぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域

市民活動と行政の協働

協働の方法：協働の6原則（対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開の原則）を基本に進めます。

具体的には、補助・助成、共催、委託、公の財産の使用、後援、情報交換・コーディネート（検討会・協議会の設置、広報紙の発行）等の方法によります。

【参考】

市民活動推進条例（平成12年3月27日条例第26号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

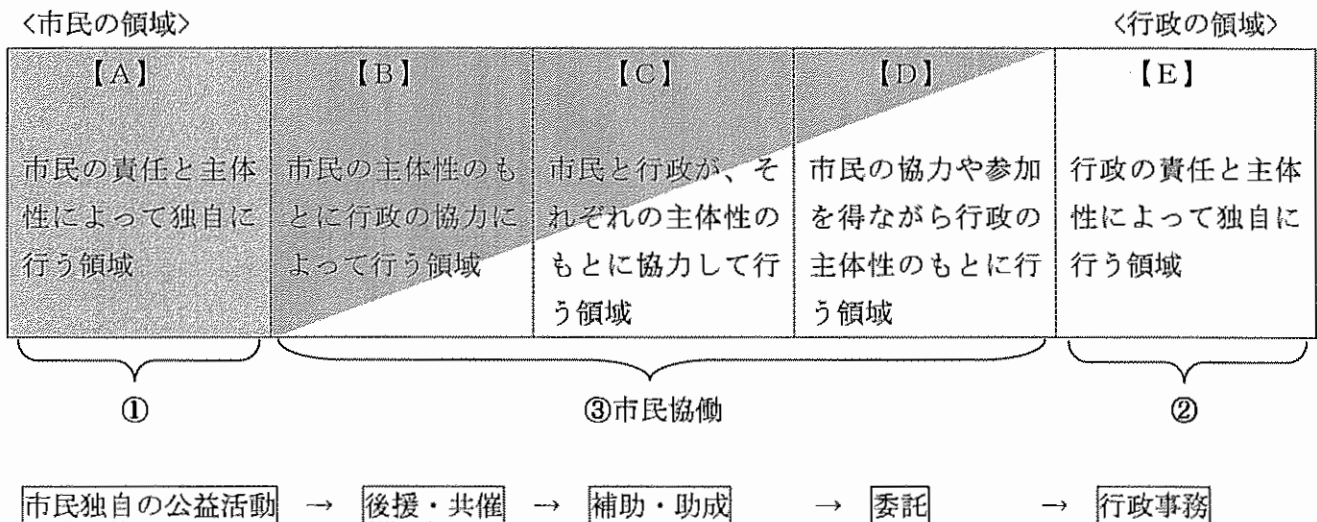
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

これまでの経過

- ・平成11年3月 「横浜市市民活動推進検討委員会」から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」提言
- ・平成12年7月 横浜市市民活動推進条例 施行
- ・平成16年7月 協働推進の基本指針 策定

提案者資料

※次の図の①+③が、「市民公益活動」の範囲であり、③が「市民協働」の範囲です。
 また、①の部分は、行政（公）の支配が及ばない範囲です。



- 「市民公益活動」 → ①+③
- 「市民協働」 → ③
- 「市民協働事業」 → ③の中で協働契約等を締結した事業

※なお、協働契約は、市民等と行政の双方合意のもとで締結するものであるもので、少なくとも市民等が締結を拒んでいるのにも関わらず、行政が一方的に協働契約の締結を求めることは無理があると考えています。